

平成30年度第1回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

議事録

1 日 時 平成30年7月27日（金）
午後2時から3時30分まで

2 会 場 千葉市役所 8階 正庁

3 出席者

【委 員】 山下会長 田辺副会長 三須委員 岡本委員 多田委員 高野委員 高山委員
鳥越委員 林委員 森元委員 住吉委員 武井委員 玉山委員 中谷委員
松崎委員

※16人中15人の委員が出席

【事務局】 保健福祉局：山口次長

地域福祉課：浅井課長 和田課長補佐 黒木主査

地域包括ケア推進課：渡辺課長補佐

各区保健福祉センター

中央区：根岸所長 花見川区：神崎所長 稲毛区：大塚所長

若葉区：富田所長 緑区：緑川所長 美浜区：齋藤所長

千葉市社会福祉協議会：大木事務局次長 森地域福祉推進課長

各区事務所 中央区：吉野所長 花見川区：末永副所長 稲毛区：並木所長

若葉区：石毛所長 緑区：高吉所長 美浜区：吉田所長

※傍聴人4人

4 会議の概要

副会長として、田辺委員（千葉市社会福祉協議会会長）が選出され、承認を得た。

「支え合いのまち千葉 推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）の推進状況について」において、公助の取組み、共助の取組みともに平成29年度の推進状況について事務局から報告を行った。委員からは、目標の立て方、実績の評価の仕方について検討が必要であるという意見があった。また、重点取組項目以外も分かるようにすべきとの意見があった。

「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の推進について」において、平成30年度の目標について報告を行ったところ、平成29年度の進捗状況と同様に、目標の立て方や実績の評価の仕方について改善するよう委員から意見があった。いただいた意見については、事務局と会長において検討・精査することとした。

5 会議経過

(1) 開会

○事務局（黒木主査） お待たせいたしました。皆様お揃いですので、ただいまから平成30年度第1回千葉県社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます地域福祉課主査の黒木と申します。どうぞよろしくお願いいたします

開会に先立ちまして、配付資料の確認をお願いいたします。

まず、次第、委員名簿、席次表、千葉県社会福祉審議会条例がございます。

続きまして、A3横の資料1「支え合いのまち千葉 推進計画の平成29年度の進捗状況」、資料2「区支え合いのまち推進計画の平成29年度の推進状況」、資料3「支え合いのまち千葉 推進計画の平成30年度の推進目標」、A4縦の資料4「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の概要」、資料5「今後の予定について」、参考資料「平成28～29年度 千葉県社会福祉審議会地域福祉専門分科会における議事経過より」を置いてございます。

なお、資料については先週末に郵送しておりますが、その後に内容を精査し、若干変更しております。また、資料は、本日机上に配付している資料が正式なものとなっております。不足等ございませんでしょうか。

続きまして、会議の成立と公開についてご報告いたします。

審議会の開催は、千葉県社会福祉審議会設置条例第6条第3項の規定により、臨時委員を含む委員の過半数の出席が必要となりますが、本日は委員総数16人のうち15人の出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、千葉県情報公開条例等の規定により、本審議会の会議は公開となり、議事録は公表することとなっておりますので、あらかじめご了承願います。

なお、傍聴人の皆様におかれましては、お配りした傍聴要領を遵守していただきますようお願いいたします。

開会に当たりまして、保健福祉局次長の山口よりご挨拶を申し上げます。

(2) 千葉県保健福祉局次長あいさつ

○山口保健福祉局次長 皆様、こんにちは。千葉県保健福祉局次長の山口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お暑い中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、一昨年から昨年度まで第4期計画の策定につきまして、多くの貴重なご意見をいただきありがとうございます。重ねて御礼を申し上げたいと思います。

おかげさまをもちまして、第4期計画も3月末に策定することができました。この第4期計画につきましては、5月、6月にかけて、社協地区部会、各町内自治会、地区民生委員児童委員、社会福祉法人、学校、公民館等に配布するとともに、計画推進に向けまして、それぞれの立場でご協力のお願いを差し上げたところでございます。

本日、第4期計画期間になって初めての分科会でございます。第3期計画の推進状況についてのご審議をいただくとともに、第4期計画の推進予定、また4月から施行された改正社会福祉法に関する指針についてご報告を差し上げたいと思っております。

それぞれご専門の立場から、忌憚のないご意見を賜りますよう重ねてお願いをいたしまして、簡単でございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（黒木主査）　　続きまして、新任委員のご紹介をいたします。

お手元の名簿順に紹介いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、千葉市議会議員、保健消防委員会委員長の三須和夫委員でございます。

○三須委員　　よろしくお願ひします。

○事務局（黒木主査）　　続きまして、千葉県社会福祉士会の岡本武志委員でございます。

○岡本委員　　よろしくお願ひします。

○事務局（黒木主査）　　そして、千葉市社会福祉協議会の田辺裕雄委員でございます。

○田辺委員　　田辺です。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局（黒木主査）　　また本日は所用のため欠席とのご連絡を受けておりますが、千葉市医師会より斎藤博明委員を当分科会の委員としてお迎えしておりますので、ご報告いたします。

続きまして、事務局職員をご紹介いたします。

なお、山口保健福祉局次長につきましては、先ほどの挨拶をもってご紹介にかえさせていただきます。

初めに、地域福祉課長の浅井滋です。

○事務局（浅井課長）　　浅井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（黒木主査）　　続いて、地域福祉課長補佐の和田明光です。

○事務局（和田課長補佐）　　和田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（黒木主査）　　他の事務局職員につきましては、お手元の席次表により紹介にかえさせていただきます。

続きまして、次第3、議題に入ります。

ここからは、山下会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（3）議題①「副会長の選任について」

○山下会長　　副会長の選任につきましては、会長である私の指名によることとなっております。

当分科会の趣旨を踏まえますと、副会長には、やはり地域福祉の第一の担い手である、千葉市社会福祉協議会の代表の方が適任であると思われます。

そこで、このたび新しく千葉市社会福祉協議会の会長に就任された田辺裕雄委員に、改めてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○山下会長 ありがとうございます。それでは、田辺委員、副会長をお願いいたします。

こちらに席をご用意しておりますので、お移りください。

それでは、早速ですが、就任のご挨拶のほうをどうぞよろしく申し上げます。

○田辺副会長 ただいま、ご指名をいただきました千葉市社会福祉協議会の田辺でございます。山下会長を補佐いたしまして、円滑なる効率的な会議運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

議題②「支え合いのまち千葉 推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）の推進状況」

○山下会長 ありがとうございます。

それでは、議題（2）に進んでまいります。「支え合いのまち千葉 推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）の推進状況」についてです。

お手元の資料について、まず事務局から説明をお願いします。

○事務局（浅井課長） 地域福祉課長の浅井でございます。

議題（2）「支え合いのまち千葉 推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）の推進状況について」の説明をさせていただきます。失礼をいたしまして、着席して説明させていただきます。

こちらの議題につきましては、大きく分けまして二つございます。一つ目は、資料1を用いまして、「支え合いのまち千葉 推進計画」の公助（行政分野の取組み状況の報告）、そして、二つ目が、資料2を用いまして、住民や団体などによる共助（地域の取組み状況について）の報告となります。私からは、一つ目の資料の説明、そして課長補佐の和田から資料2の説明をさせていただきます。

では、一つ目、公助の取組みの進捗状況について、お手元の資料1をご用意ください。

表紙を1枚おめくりいただきまして、「<目次>市の取組み一覧」をご覧ください。

ここには、136の事業及び施策を一覧にまとめておりまして、それぞれに評価を記載しております。資料の右下の枠で囲んでいる部分、「市の取組みの評価について」をご覧くださいませでしょうか。こちらの枠の中に、合計136の事業・施策の実施状況と評価の合計を記載しております。

実施状況といたしまして、年度目標を上回る業務量が達成できたというS評価が2項目、割合で1%です。年度目標にしている業務量を概ね（8割～10割）達成できたA評価が119項目、割合で88%です。年度目標にしている業務量の一部（5割～7割）を達成できたB評価が、13項目、割合で10%です。そして最後、年度目標にしている業務量

を大きく下回った（４割以下）Ｃ評価が２項目、割合で１％となっております。

なお、Ｓ評価となっておりますのは、ＮＯ．４１と、ＮＯ．１３２の応急手当普及啓発事業です。２「暮らしを守る取組み分野」、６「福祉教育と人材育成分野」の両方に掲載している事業です。事業につきましては後ほどご説明いたします。

事務局として、全体的な評価といたしましては、Ｓ評価とＡ評価の両方を合わせますと８９％になるということ、また前年度の評価を上回った項目１１項目が、前年度の評価を下回る項目７項目を上回っているということから、市の取組みはおおむね推進されていると考えております。

Ｃ評価となった事業・施策についても、実施に向けて着手されております。

続きまして、もう１枚おめくりいただきまして、ここからは、市の取組みの全１３６項目を２４ページにわたり記載しております。

表の左側の列から事業ナンバー、事業・施策名、計画内容、担当課、平成２９年度の予定・目標、そして２９年度の実績、一番右側に担当課の自己評価欄になっております。

各事業の内容と昨年度の実績につきましては、資料のとおりでございますが、ここも項目数が非常に多く、時間の制限もございますので、本日は各事業の中から、２９年度中、特に推進できた取組みの中から幾つかご報告いたします。

資料１の８ページ、ＮＯ．４１「応急手当普及啓発事業」です。

応急手当ができる人を育成する救命講習の受講者を増やし、要援護者、社会的弱者など、市民全体の生命を守り、救命率の向上を図る事業でございます。平成２９年度の目標は、受講者対人口普及率３％程度を設定しておりましたが、実績は普及率４．２％、受講者数４万人超と、当初の目的を大きく上回ったことから、評価はＳとなりました。

この事業が順調に実績を伸ばしているその背景には、教育委員会、日本赤十字社、医師会との連携、そして市民ボランティアの協力がございます。市民ボランティアは所定の講習を終えた後に、応急手当普及員という資格を取っていただいております。救命講習は、概ね１０人の講習生に対し指導員一人の体制をとっておりますが、救急課の職員のみでは人手が限られてしまうことから、応急手当普及員が講習会に参加したり、関係団体と協力したりして運営することで、講習会の開催回数を増やすことができました。

講習プログラムは、以前は１８０分間のもののみでしたが、９０分間のものも追加設定し、気軽に受講しやすくなっております。

また、子どものころから応急手当を学ぶことも重要であることから、平成３２年度までに、小中学校全てにおいて実施することを目標としており、今後も実績の上昇を見込んでおります。

次に、３ページ、ＮＯ．１４「出産、育児の相談」について、ご説明いたします。

こちらは、平成２９年度から開始した新規事業です。

本市では、妊娠期から早期の個別支援を目的といたしまして、平成２９年４月から、各区健康課内に母子健康包括支援センターを設置しております。母子健康包括支援センターでは、窓口妊娠届け出にいられた全ての方に専門職による面接を行います。これまで健康課で実施してきた支援内容が、母子保健法に基づく母子健康包括支援センターの設置基準を満たしていることから、事業開始の運びとなりました。

平成29年度から各区の健康課に相談員を週3日、1名ずつ配置しております。平成30年度からは週5日1名ずつに拡充し配置しており、相談員は、窓口相談のほか専門ダイヤルによる相談や、自宅訪問も行っております。

また、「応援プラン」を作成し、一人一人の状況に合わせた支援ができるようになりました。例えば、初めての妊娠であれば、母親&父親学級のご案内、年長の兄弟がいれば預け先のご案内、若年層の妊娠などリスクが高いと言われる妊娠の相談など、個別の状況に応じて必要な支援を行います。「次は健診のときにお会いしましょう」、「今度は月末訪問します」などと、一人一人と次の機会につなぐ支援を行っております。このように丁寧に支援を行うことができるようになったことによる市民の満足度は高く、平成29年度中に実施した窓口アンケート調査では、99%以上が満足という回答となりました。

次に、9ページ、NO. 48「コミュニティソーシャルワーカーの活動支援」をご覧ください。

コミュニティソーシャルワーカーは、本市では千葉市社会福祉協議会区事務所に1名ずつ配置されております。このコミュニティソーシャルワーカーの活動を促進させるため、市社協へ補助金を交付するとともに、必要な支援を行っております。

平成29年度のコミュニティソーシャルワーカーの活動といたしましては、困り事を抱えた要支援者に対する個別支援を108件行っております。また、サロン活動や見守り活動など、地域の取組みを新規で立ち上げる支援を行い、新たに25件の取組みが、地域で立ち上がっております。

市社協では、コミュニティソーシャルワーカー担当者会議を開催しており、複合的な課題を抱えているような困難事例を持ち寄り、支援方法の検討を行うことで、担当者のスキルアップを図っています。

平成29年度から、この担当者会議は月1回の定期的な開催となり、生活支援コーディネーター、生活自立・仕事相談センター職員、そして市職員も会議に出席することで、支援に対する連携体制の強化を図っております。

第4期計画においては、コミュニティソーシャルワーク機能の強化を重点施策と位置づけていることから、計画推進に果たすコミュニティソーシャルワーカーの役割がより重要なものとなっています。

また、市社協策定の第3次地域福祉活動実施計画におきましても、コミュニティソーシャルワーカーを中心とした生活支援の展開が重点取組項目の一つに挙げられており、市と市社協がより一層の連携を図り、更なる支援の実績を積み重ねることで、地域福祉の推進を図ってまいります。

最後に、C評価となった事業二つについてご説明をいたします。

一つ目は、5ページ、NO. 25「介護人材の確保と定着の取組み（介護職員初任者研修受講者支援）」についてです。

こちらは、介護職員初任者研修の受講費用の一部を助成する事業でございます。目標として、100人に助成することとしておりましたが、実績は33人に留まりました。平成28年度から助成要件を緩和し、申請しやすいように見直しを行いました。今年度は広報を拡充して周知することで、助成件数の増加を図ってまいります。

そして、二つ目は、15ページのNO. 82「ちばし消費者応援団登録の事業」です。

こちらは、消費者教育に係る活動を行う団体・個人を登録し、消費者教育に関する情報提供や活動場所などを提供するという事業です。平成29年度末登録数の目標を、団体会員140団体、個人会員360人としておりましたが、実績は、団体会員が10団体増の92団体、個人会員は15名増の85人に留まったため、C評価となっております。

今年度も引き続き市から団体へ声かけを行うなど、事業の周知を行い、登録数の増加を図ってまいります。

ここまでの、市の取組みに関する説明でございます。

○事務局（和田課長補佐） 地域福祉課課長補佐の和田でございます。失礼して着座にて説明させていただきます。

それでは、今度は資料2をご用意いただけますでしょうか。「各区支え合いのまち推進計画の平成29年度推進状況」についてご報告いたします。

なお、こちらの資料につきましては、昨年年第1回分科会において使用いたしました平成28年度のを更新し、本年の3月から7月にかけて各区において開催された「区支え合いのまち推進協議会」において承認を得たものとなっております。

本来でございましたら、全ての項目について詳細にご報告を差し上げたいところですが、時間の関係もございますので、それぞれの区で取りまとめた総括表を用いてご報告させていただきます。

それでは、初めに中央区でございます。1ページをご覧ください。

まず、この資料の上の部分、主な成果のところになりますが、全体の目標に対する達成状況につきましては、A評価以上の割合が9割を超えており、概ね順調に推進することができました。

主な成果として挙げられている取組みテーマ5「見守り体制の構築について」は、実施している地区部会エリア内の自治会での実施割合が、着実に伸びております。

また、取組みテーマ6「防犯に対する取組み」といたしまして、白旗台地区部会では、育成委員会が青色回転灯装着車によるパトロールを、月曜から金曜日の登下校時に実施しております。協力者の増員や車の増車を図り、体制を強化することができたということで、S評価としております。

第3期の総括といたしましては、A評価以上の割合について、平成27年度は84%、28年度は96%、29年度は94%と推移しており、各地区において、おおむね順調に推進することができたとの報告を受けております。

一方、今後の課題といたしましては、担い手の不足、町内自治会の役員交代などが挙げられております。

続きまして、花見川区です。15ページをご覧ください。

こちらの資料の上の部分にあります主な成果のところですが、目標に対する達成状況については、A評価、S評価の割合が6割を超えており、概ね順調に推進することができたということでございます。

特に成果が上がっているのは、取組みテーマ2「健康づくり」で、設定した目標以上の成果を達成した地区もございました。

また、今後の課題といたしましては、新しい担い手をどのように見つけていくのか、町内自治会の役員の任期が1年から2年と短いところが多い中で、地域福祉活動にどのように理解と協力を得ていくかということが挙げられております。

続きまして、稲毛区です。21ページをご覧ください。

まず、主な成果のところでは、目標に対する達成状況といたしましては、B評価となった1項目以外の取組みがS評価とA評価になっており、良好な達成状況となりました。

平成29年度の成果といたしましては、取組みテーマ2「健康づくり」に記載がございましたが、新たに社会福祉施設の協力を得ながら、地域交流スペースの活用を図るなどにより、いきいきサロンを9か所増やし、高齢者の健康づくりや介護予防の啓発を拡充することができたとの報告を受けております。

第3期の総括といたしましては、多くの高齢者に対して、健康づくり分野の普及啓発に取り組むことができたことや、住民一人一人の防災への関心を高められたことなどが挙げられ、取組みが推進したという報告を受けております。

また、今後の課題としましては、地域の各種活動団体が相互に協力しながら、地域活動の協力者の確保を図っていくことが必要であることが挙げられております。

続きまして、若葉区です。31ページをご覧ください。

初めに、主な成果のところになります。目標に対する達成状況としては、目標を上回ったS評価が8項目、全体の14%と高い割合となっております。A評価を合わせますと、5割から6割となりまして、概ね達成できている状況となっております。

若葉区の成果について、特にご紹介したいのは、取組みテーマ9「人材確保とボランティア活動の促進」で、S評価となっている加曽利地区部会の活動です。平成29年度から、加曽利助け合いの会において、ことぶき大学の学生を対象とした研修を請け負っております。ボランティアへの関心が高くても、必ずしも活動に結びつかないことがあるため、地域における庭木剪定などの実習を通して「自分にもできる」と実感していただき、地域へ一歩踏み出すお手伝いをしています。また、細やかな活動内容とするべく女性の協力者を増やすことにも力を入れ、地道な口コミの成果もあり、協力者は増加しております。

今後の課題につきましては、活動拠点、活動資金の確保、地区部会と町内自治会との連携などが挙げられております。

続きまして緑区です。41ページをご覧ください。

まず、主な成果のところではございますが、各地区で地区部会が中心となり見守り活動や支え合い活動について取組みを進めているところでございます。

進展がありましたのは、取組みテーマ4「要支援者を支える仕組みづくりと地域団体の活性化」、取組みテーマ5「見守り体制の構築」になります。それぞれ各地区で町内自治会と連携し、目標を上回る数の町内自治会で新たな活動が立ち上がっています。

今後の課題としましては、町内自治会との協力が必要になるため、その意義や方法を理

解していただけるよう取組みを継続していくことが挙げられております。

続きまして、美浜区です。45ページをご覧ください。

主な成果についてでございます。地域資源を活用した居場所・交流の場づくりが進んだことや、先進事例を参考に、たすけあい活動や見守り活動の取組みが進んだことが報告されております。

下に主な取組実績の記載がございますが、取組みテーマ1「交流の機会創出と社会参加の促進」の中で、平成29年度中、幸町二丁目地区部会において、地域カフェが1か所立ち上がったことでS評価としております。

また、取組みテーマ5「見守り体制の構築」ですが、稲毛海岸地区部会では、見守りネットワークの構築の中で、たすけあい活動がスタートしており、こちらもS評価としております。

第3期計画の3年間を振り返りますと、専門機関と連携した取組みが進んだとまとめられております。

また、今後の課題につきましては、他の区よりも設置が進んでいる地域運営委員会と連携を深め、情報共有を図り、担い手確保や共同事業などに取り組む必要があることが挙げられております。

以上、簡単ではございましたが、平成29年度中の区支え合いのまち推進計画の推進状況につきまして、ご報告をさせていただきました。

○山下会長　それでは、ただいまの事務局の説明について、何かご質問等がございましたら、挙手の上、発言をお願いします。

○武井委員　武井でございます。

資料1の公助についてお伺いします。この評価そのものについては、担当課で作られたものだと思いますが、内容を見ますと、C評価は、逆に目標そのものが非常に具体化していて、しっかりしている場合があったり、それから、B評価の中でも、これはBよりもむしろ上げてもいいと思われるものが幾つか、例えばNO. 107とかNO. 108とか、NO. 37も再掲ですが、あります。そういうものがあったり、これが本当にA評価なのかと思うようなもの、例えばNO. 86あるいはNO. 126だとか、もうずらっと見ると三つ四つ出てきます。こういう評価そのものについては、もう担当課にお任せで、全体を見るというような考え方が無いのでしょうかということと、その内容については、一遍、担当課がこうだと出したら、終わりにしてしまうような内容なのでしょうか。

○山下会長　お願いします。

○事務局（浅井課長）　今のご指摘につきましては、確かに委員のおっしゃるような所管課の評価で、見方によっては甘かったり辛かったりと、かなりばらつきがあると感じているところでございます。こちらといたしましても、評価に対する投げかけもさせていただいているところもありまして、基準をつくるのは非常に難しい部分もあるのですが、

今後は、極力、誰が見ても分かるような評価になるよう、関係課任せにしないで、こちらとしても少し目を光らせていきたいと考えております。

○山下会長 続いて、どうぞ。

○武井委員 各担当課のほうで判断したので難しいというところがあれば、例えば保健福祉局が担当になっているような、例えば86番のケースを見て、これがなぜA評価なのか、もう少しお聞きしたいのですが、これは、まさに地域支え合いの仕組みづくりに関するテーマで、当初もくろんだものに対しては大幅に遅れていて、これこそC評価ではないかと思うのですが。

○山下会長 はい、どうぞ。

○事務局（黒木主査） こちらは、予定目標のところは、引き続き社会福祉協議会に補助金を交付しますというところです。実績をもう少し厳しく数値目標を立ててやっていくべきかではないかというご意見は、そのとおりかと思しますので、それを踏まえて、今後、目標設定等をするように働きかけたいと思います。

○武井委員 ちょっとしつこいようですけど、ここに地区部会が出していて、そもそもこれは年度で決めてやっていた目標の地区部会数は、もっと圧倒的に多かったでしょう。これでいったら何でCではないのかというのが、まさにこの評価そのものを疑わせるような、そういう内容ですよ、これ。

○事務局（黒木主査） 現状認識が甘いのではないかというのは、そのとおりかと思しますので、まず現状はきちんと踏まえた上で、今後しっかり取り組んでいくというのが、それが正しい方向かと思しますので、そのように働きかけたいと思います。

○武井委員 そうというような感じのものをまだ挙げると幾つも出てくるのですが、もうちょっとしっかりその辺をやってもらいたいという思いもあります。

○山下会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。続けて、どうぞ。

○武井委員 資料2については、第3期計画のまとめにもなると思うのですが、前回もちょっと議論したと思いますが、重点取組項目以外のものについてどうするかということです。今回のこの資料の中から抜けてしまっていますが、やはり本来、重点取組項目以外のものを放っておいてもいいというわけではなくて、それも取り組みましょうということです。そのあたりの進捗状況がわかる資料ぐらいは作るべきだと思うのですが、そのあたりはいかがですか。

○山下会長 はい、どうぞ。

○事務局（黒木主査） 資料2については、重点取組項目を中心として進捗管理するという観点で作成しておりますが、重点取組項目以外のところもわかるようにというご意見はもっともかと思っておりますので、区に働きかけてまいりたいと思っております。

○山下会長 ほかにご意見、ご質問ございますか。

○岡本委員 千葉県社会福祉士会の岡本です。

9ページ、NO. 48「コミュニティソーシャルワーカーの活動支援」ですが、千葉市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーは、社会福祉士資格を持った者が担うことが多いと思います。実際に活動しているコミュニティソーシャルワーカーの方は、千葉市社会福祉協議会に何名ぐらいいらっしゃるって活動しているのか、教えていただければと思いました。

○山下会長 お願いします。

○事務局（浅井課長） 現在、社協としてコミュニティソーシャルワーカーと位置づけているのは、各区1名ずつの計6名ということになります。

○岡本委員 これは、千葉市全体でこのコミュニティソーシャルワーカーの活動を支援していくという部分としては、6名は少ないと思うのと、千葉市の職員にも社会福祉士資格を持った福祉職が、かなりいらっしゃると思います。そういう職員の方にもコミュニティソーシャルワーカーの研修なり知識なりを踏まえた上で、色々な活動ができると思います。今後、市の職員の方でコミュニティソーシャルワーカーの育成というのも必要なのではないかなと思いました。以上です。

○山下会長 はい、どうぞ。

○事務局（浅井課長） 貴重なご意見ありがとうございます。確かに、この人口で、千葉市全域で6名というのは、少ない数だと認識はしております。ただ、私どもとしても、コミュニティソーシャルワーカーの方の増員等を強化してまいりたいというところは十分ございますけれども、人数を増やすのは予算上の問題等でなかなか難しい部分と、現在のコミュニティソーシャルワーカーの方につきましても、人によって取り組み具合がまちまちの部分があるというところで、全体的なボトムアップを目指していきたいところです。

区ごとに活動されていると見えてこない部分もあるため、平成29年度からコミュニティソーシャルワーカー会議を千葉市社会福祉協議会の中で毎月行うようになっていきます。その会議には市の職員（地域福祉課）も参加しております。実は、私も先日初めて参加させていただきましたが、複合的な課題を抱えたケース等を持ち寄り、情報を共有し、市職員で福祉関係分野に長かった者からもアドバイスをするなどしております。市の縦割り体

制では対応が難しいようなごみ屋敷のケースやダブルケアの問題等も扱っています。市の縦割りは縦割りでいいところはあると思うのですが、そこが逆に弊害となっているような部分、そこが今、千葉市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーに対しての期待が非常に大きいところで、柔軟に動けるといふようなところがあるのかなというところもございませう。まずは、コミュニティソーシャルワーカーの方々をボトムアップしていくような取組みに協力をさせていただきたいと思ひます。

それから、先ほどご提案のあった市職員のコミュニティソーシャルワーカーというところなのですが、確かに市のほうでも福祉職ということで採用しているわけですから、そこについては研究をしてまいりたいと思ひます。貴重なご意見、ありがとうございます。

○山下会長　ほかに、はい、どうぞ。松崎委員。

○松崎委員　松崎です。私の理解とちょっと違うんじゃないかですか。

コミュニティソーシャルワーカーを増員するという計画、これはどういふふうには活躍するか大変期待しておりましたけれども、もともと、本来的に地区の社会福祉協議会で、第一線で地域に出ている職員というのは、これはコミュニティソーシャルワーカーをやっている人たちなんですよ。だから、全部で6人しかいないということではなくて、千葉市社会福祉協議会の地域福祉活動推進員は、コミュニティソーシャルワーカーの教育を受けている人たちだと思ひますのですけれども、だから少ないということではないと思ひます。

もう一つは、介護保険のほうからいくと生活支援コーディネーターを小地域、生活圏域に設置をして、もう随分動いております。その人たちの活動が、私から見るとちょうどコミュニティソーシャルワーカーと同じようなことをやっていらっしやいます。なおかつ、具体的な問題解決のために、地域包括ケア推進課と一緒に色々動いているということですよ。今、国は地域共生社会に向けて、色々な資格、支援組織を作っていますが、包括的にどこが担当されているかをご質問したいということよ。

それからもう1点、行政は縦割り縦割りとおっしゃる。これまでは縦割りでしたけれども、社会福祉法の改正等で、どうやって行政の中が連携して総合化しながら、問題に対応できていくかが、とても求められているのだろうと思ひます。そこの2点、質問したいと思ひます。

○山下会長　できる範囲でお答えをお願いします。

○事務局（浅井課長）　どうもありがとうございます。

1点目は、生活支援コーディネーターや、コミュニティソーシャルワーカーを連携させるのは、どこが中心となってやるべきかというご質問でよろしかったでしょうか。

今回の第4期計画の中でも、重点施策として「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を掲げさせていただいているところございませう。その中では、地域福祉課が中心となり、地域包括ケア推進課、保護課の3課がコミュニティソーシャルワーカーの機能強化については中心となるということよ、二つ目の質問にも関わると思ひますが、現状、縦割りではなかなか連携がとれないという中で、千葉市としてはどうしていくのかということよ、

昨年度、既にお話はさせていただいているかとは思いますが、組織縦割りではなくて横断的にやっというところ、地域共生社会推進事業部ということで、保健福祉局にとどまらず、それ以外の局にまたがる、我々がバーチャル、仮想上の組織とは言っていますが、そういったものも立ち上げております。

○松崎委員　　バーチャル。

○事務局（浅井課長）　　バーチャルという仮想的なというか、なかなかきっちり組織を越えてやるのは難しいので、そういう仮想上の組織を昨年度設けて、なかなか進まない部分はあるのですが、連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○山下会長　　ほかはございますでしょうか。

(なし)

○山下会長　　それでは、今までのご質問をまとめた上で次の議題に進みたいと思います。

一つ目は、この評価の仕方についてです。第3期計画においては、前回までも多数のご意見をいただいているところですので、その評価のあり方等については、第4期計画ではこうした議論が繰り返されることのないよう、よくよく検討していく必要があると思います。特に重点取組項目以外の扱い方については、できる限り、エピソードとしてでも報告ができるような形で、全体で記入していく方向がよろしいのではないかとご意見だったかと思っております。

次が、コミュニティソーシャルワーカーについてのご意見をいただきました。地方自治体の地域福祉の取組みとして、コミュニティソーシャルワーカー自体を推進していく時代に当たり、先ほどのご意見にあったような、コミュニティソーシャルワーカーの数をどのぐらいにするかということについて、ほかの自治体等の状況もよく研究しながら、千葉市の実情にあわせた配置について、引き続き検討していく時期だと思われま。

コミュニティソーシャルワーカーの数や配置の仕方は、現在、市社会福祉協議会区事務所配置されるということによって動き出したわけですが、市の政策は、その実態も見ながら、どのようなエリアにどのように配置していくのかということも含めて、これから検討していかなければいけないことだと思っております。

コミュニティソーシャルワークそのものが進めば進むほど、先ほど岡本委員からご指摘があったように、全然足りない数だというのが事務方も承知のことだと思っておりますが、今度は予算の話が出てくるわけです。そうすると今度は、市民はコミュニティソーシャルワーカーがいる地域社会が暮らしやすいという機運を作っていかなければいけないこととなりますので、財政当局等庁内での共有も重要ですし、あるいは千葉市民にコミュニティソーシャルワーカーが必要だということ、主に関係者、一般市民というよりは関係者から始まることになろうかと思っておりますが、市民とコミュニティソーシャルワーカーがよくよく理解し合っていただくということ、今はみんなで進める時代だろうかと思っております。

次が、コミュニティソーシャルワーカーというよりもコミュニティソーシャルワークの機能を果たしている職種が千葉市の中に一定程度いるということ、改めて明確にしたほうがいいのではないかとというのが、松崎委員のご指摘でもありました。例えば地域包括支援センターの職員や、生活支援コーディネーター、市全体は第1層、さらに小さな2層という言われ方もしていますが、千葉市はまた人数が足りないというご指摘を伺っており、これはまた別の部局の予算にもなるかと思いますが、そうした地域支援事業の推進は引き続き図っていくことが求められます。

先ほどの母子保健法に基づく母子包括支援センター、これもある意味でコミュニティソーシャルワークの機能の一つでもあることも整理できます。

さらには、生活困窮者自立支援法上の相談支援員においても、コミュニティソーシャルワークの機能を果たすという職員として期待されているので、そうした数を全体的に捉えて、どういうところでどういう機能を果たしているかということは、先ほどのバーチャルの組織の中では共有していくことがよいのではないのでしょうか。

さらに福祉部局以外のところで、町内自治会等に働きかけている自治体の職員の方もいらっしゃると思いますから、市役所職員全体がコミュニティソーシャルワークの視点を理解した上で、それぞれ市の職員としての地域社会への役割を果たして、包摂化をどのように進めていくか動き出し始めたというのが現状であろうかと思えます。

まずはよくよく話し合うという文化を進めながら、適切な予算確保については、引き続き進めていかないと、絵に描いた餅で終わってしまうし、現場の方も疲弊してしまうので、どうやってこうやって機能を重視していくかというのが、この第3期の今の状況から見えてきている課題かと思えます。

そういう意味では、第3期計画あるいは推進状況等について、たくさんご意見があるところかと思えますが、そうした課題も重要ですし、一方で、市民が確実に地域づくりに関心をもって動き始めているといったそこにも焦点を当てて、じわじわではありますが、この計画によって地域が動き始めているというA評価、S評価への着目をしながら、あるいはこれは本当はC評価なんじゃないかというご指摘については、何が課題なのかということも明確にしながら、この推進計画をさらに推し進める必要があるだろうと思えます。

ということで、簡単なまとめをしてみました、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○山下会長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に参ります。支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の推進について、事務局から説明をお願いします。

議題③「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の推進」

○事務局（浅井課長） 地域福祉課の浅井でございます。

議題（3）「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の推進」について、ご説明させていただきます。失礼して着席して説明させていただきます。

お手元に資料3をご用意ください。

まず、表紙を1枚おめくりいただき、表紙裏の「<目次>市の取組み一覧」をご覧ください。

こちらには、「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）」第6章「市の取組み（公助の取組み）」の施策の展開に掲載されている129の事業・施策が一覧にまとめられています。

続きまして、資料3の2枚目、「この資料の見方について」をご覧ください。こちらの「支え合いのまち千葉 推進計画」では、市の取組みを地域で行われる共助の取組みを下支えするものとして位置づけをしておりますが、この129の事業・施策については、三つの方向性と九つのサービス類型のもとに分類しております。分類につきましては、資料2枚目の裏面に記載をさせていただいております。

資料3枚目以降は、31ページにわたり129の事業・施策ごとに、左から、その内容、担当課、平成30年度の予定・目標が記載されております。今回は、計画の初年度の7月ということで、平成30年度の実績、取組状況の欄と、その隣の評価の欄はまだ空欄になっております。

これらの事業・施策の平成30年度の実績については、実績に対する担当課の自己評価を進め、S、A、B、Cの4段階で行った上で、平成31年度開催予定の、千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において報告する予定でございます。

さて、本日でございますが、この全てを説明したいところですが、時間の関係上、今回の計画において初めて計画に掲載されている事業を幾つかご紹介させていただきます。

資料5ページ、NO. 15「社会福祉施設における地域交流スペース等の活用促進」をご覧ください。

市内の社会福祉施設における地域交流スペースの一覧につきましては、第4期計画の資料編194ページにも掲載してございますが、地域福祉活動のために利用できる空きスペース等のさらなる情報収集に努め、利用を希望する地域福祉活動団体が当該スペースを利用するための必要な支援を行ってまいります。

また、介護保険施設の公募を行う際の審査項目のアピールポイント、配慮事項である地域への貢献という項目に、地域交流スペースの設置を位置づけることで、このような施設での設置の促進を行ってまいります。

特に社会福祉法人については、平成28年度に社会福祉法が改正され、地域における公益的な取組みを実施する責務が明記されていることから、地域交流スペースを地域住民が地域福祉活動の場や拠点としてただ利用するだけでなく、当該法人と連携した新たな社会資源、地域の取組みの開発のきっかけとしても、大いに活用していきたいと思っております。

続きまして、資料15ページ、NO. 62「ひきこもり地域支援センターの充実」をご覧ください。

ひきこもり地域支援センターは、さまざまな要因の結果として、近年増えている社会的参加を長期にわたり回避するひきこもりの状態にある若者や、ひきこもりの長期化や高齢者化等の対策として、平成28年2月に開設されました。

支援対象者は、市内在住のひきこもりの方及びその家族などです。対象者からの電話や来所などによる相談に応じ、適切な助言を行うとともに、家庭訪問や同行支援などの支援

を行っています。また、医療・保健・福祉・教育・労働などの関係機関と連携し、ひきこもりの方の社会参加及び自立に向けた支援を行っております。

現在、センターには4名のひきこもり支援コーディネーターが配置されていますが、千葉市全体をカバーするには人員が足りないことから、NO. 28に掲載している「ひきこもりサポーター」を養成・派遣して、アウトリーチによる潜在的な未利用支援者の掘り起こしを行っております。平成30年度は、センターによる支援がより一層充実するよう、積極的な連携、アウトリーチの展開に努めてまいります。

続きまして、資料の30ページのNO. 122「子どもの貧困対策総合コーディネート事業（子どもナビゲーター）」をご覧ください。

現在、子どもの約7人に1人、ひとり親家庭においては約2人に1人が、総体的貧困状態にあり、全国的な課題となっております。子どもの貧困は、単に経済的な課題だけではなく、家庭環境の乱れによって、子どもの生活習慣や学習習慣が形成されていないなどの課題がございます。

課題解決のためには、子どもや家庭に対する直接的な働きかけや、子どもやその家庭の状況に応じた適切な支援が必要となってくることから、平成30年1月から、稲毛区限定のモデル事業として開始をしており、稲毛保健福祉センターの中に1名の子どもナビゲーターが配置されております。

また、子どもだけではなく、その家庭を含めた包括的な支援を行うため、「生活自立・仕事相談センター稲毛」に併設して一体的な実施を図っております。支援対象者としてしましては、主に中学生までの子どもとその家庭で、学校・福祉機関等が気づいた支援対象児童を、子どもナビゲーターにつなげ、学校などの関係機関と連携した支援を行っております。

なお、支援に際し、学校などの関係機関が、子どもと家庭の支援に対する了承を得ているということが条件となります。

ここまでが、簡単ではございますが、「支え合いのまち千葉 推進計画の平成30年度の推進目標」の説明でございます。

なお、先ほど、ご説明いたしました、第4期計画の重点施策でございますコミュニティソーシャルワーク機能の強化、こちらに掲げられた四つの事業・施策につきましては、内容が複数課にわたることもございまして、今、ここがどうしても連携が必要不可欠でございますので、各担当課で関連事業の進捗状況を見きわめた上で、市全体としての取組目標、そして連携の方向性等を、担当課を通して、共有する必要があると考えております。当初は、本日の会議資料という形で、皆様に推進目標についてお示しする予定でございましたが、担当課の調整に時間を要してしまいまして、本日はお示しすることができません。まことに申しわけございません。早急に取りまとめまして、後日、委員の皆様にご郵送させていただきます、書面等にてご意見等を伺いたいと思いますので、その際はぜひよろしくお願いたします。

簡単ではございますが、議題（3）についての説明は以上となります。

○山下会長 ただいまの事務局の説明について、何かご質問等がございましたら、挙手の上、発言をお願いします。

武井委員、どうぞ。

○武井委員 武井です。

先ほどのお話でも出しましたが、今度は平成30年度の目標が入っているわけですが、この内容で平成29年度と比べると、全体的にはかなり具体的になっていて、評価としてもいいのかと思うのですが。

でも、この中でざっと見ても、十幾つが、これでどうやって評価するのというような感じのものがああります。これは、やっぱり少しこの時点で、もう少し手を加えておかないと、これが出てきた評価がいい悪いなんて、これではできるわけないでしょう。番号を挙げてもいいですけども、ざっと見てもかなりありますから、これはちょっと修正すべきではないですかね。

○山下会長 どうぞ。

○事務局（浅井課長） ご指摘ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりで、基準がはっきりしないと評価もなかなか正確にできないというところは、ご指摘のとおりでございますので、関係課とも調整をしてまいりたいと思っております。

○山下会長 ということですけど。

○武井委員 ぜひ、誰が見ても分かるようにできればいいと思いますので、よろしくお願ひします。

○山下会長 評価というものは、前も言いましたけれども、構造、過程、結果、という3つの側面で見るといわれています。構造、つまり、人員配置や基準などを満たしているか。過程、つまりプロセス。結果、アウトカムは効果といひましようか。

その評価というのは、何が意味があるかという、一方的に評価された結果を見て、「はい、そうです」というのではなくて、実は、評価者によって評価にはずれがあつて、そのずれをもとに話し合うことによつて、どのようにそれぞれの項目をよりよいものにしていくかということです。つまり、評価がS、Aということ自体が、この計画づくりにおいては意味があるというわけではないんですね。

さらに、今回、第4期の地域福祉計画はマイナーチェンジだということも、承認いただいたというか共有しているのであえて言つてこなかったのですが、次期、第5期の地域福祉計画において、私が委員であるのであれば、この評価の仕方等についても、かなり大きな変更を加えないと役に立たないと認識しています。

そういう意味では、たとえば、何が大事かという、例えばここにいる委員の方全員が、それぞれの項目について、S、A、B、Cという評価をして、役所がつくつた評価と比べたら差が出ているので、一体それはどういうことなのかというのを話し合うことこそが、地域福祉計画を、住民の参画を得てつくりながら進める意味があるというふうにつまえることを、庁内の中で合意がとれるかということからも始めていかなければいけないという

ことです。

地域福祉計画（公助の取組み）のメニューをたくさん書いていただいているのは、それだけの予算の根拠にもなるので大事なことです。それが具体的にどのように進んでいるのかということの評価するためには、それぞれの事業に幾ら予算が使われているのかということの数字もなければ判断もできないわけで、コミュニティソーシャルワーカーの数も足りないし、例えば日常生活自立支援事業の予算も十分ではないとか、ふたをあければ色々なことが見えてきているのを、多分、委員の方々はおっしゃりたいのだとすると、それをどのように建設的な議論の中で計画とその評価を改めて仕切り直すかというのが、多分、事務方には求められることなのだろうと思います。

この地域福祉専門分科会は、今年はこの1回で終わりますので、かなりの準備期間がございまして、事務方のほうは、それぞれの委員の方と顔の見える関係でいろいろ意見交換をして、あるいは地域福祉の第一の担い手である千葉市の社会福祉協議会とも勉強会等をして、この計画をどうつくるかということのを、本気で考えていくということをするかしないか、その判断からまずはご検討いただきたいと思います。次年度の地域福祉専門分科会の開催回数もそうした視点で見直しを、適切な回数にしないと議論が中途半端に終わる可能性もあるでしょう。

何か、ご意見等はございますか。

はい、どうぞ。

○武井委員 武井です。

今のアプローチの仕方として、会長が言われるような形であるのが本来だとは思いますが、まずはその手前として、とりあえず、もう計画ができて、平成30年度の目標を一応決めてきているので、その目標の決め方について、もう少しこれだけは、これはちょっと困るのももう少し直していただきぐらいのレベルを、とりあえず関係部課に話してもらいたいと思います。

ここには関係の方はおられないと思うけど、例えば11番当たりの青少年育成事業なんていうのがありますでしょう。これ、ここの内容と、それから平成30年度の予定・目標のところを見ていただくと、これで実際にできたかできないかというような評価を含めてできますか、これで。こういう内容のものが十何項目まだあるのです。もう少しその辺のところを、私としては、レベルをもう少し上げてもらわないといけないのではないか、そういうところから始めたらどうですか、と先ほど申し上げたのです。

○山下会長 今の武井委員の意見はそういうことではありますが、ただ、これを項目だけ言うと、先ほどの私の構造という評価からすると、助成をしたかしないかという評価だけということになるので、武井委員としては、いや、それだけではなく、もう少し評価の軸を加えなければ、本当の評価にはならないのではないかというようなご意見でいいですね。

つまり、そうしたこの予定目標のところに沿って評価をする際のこの評価の項目に意味があるかないか。項目にそもそも入れる必要があるのかと、そういう議論にもなってくる。

これについては、ご意見をいただきましたので、事務方と私のほうで預らせていただ

いて、精査させていただいてよろしいでしょうか。

ほかにご意見はございますでしょうか。

(なし)

○山下会長 ありがとうございます。

浅井課長、何かありますか。

○事務局（浅井課長） ございません。

○山下会長 それでは、時間がそろそろ迫り始めましたので、次の議題に移ります。

議題の（４）社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の概要等について、事務局から説明をお願いします。

議題④「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成29年厚生労働省告示第355号）の概要等について」

○事務局（和田課長補佐） 地域福祉課長補佐の和田でございます。失礼して着座で説明させていただきます。

それでは、議題（４）社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の概要等について、説明をさせていただきます。

お手元に資料4をご用意ください。

こちらにつきましては、平成29年12月12日付で発出された厚生労働省からの告示についてのものがございます。

こちらの資料を1枚めくっていただきました2ページ目、こちらは告示を受けて、国から示された通知の概要をまとめている部分、そして3ページ目の資料が、告示を受けた市町村における包括的な支援体制の整備について記載されている部分、最後の4ページ目が市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインに関する記載となっております。その次以降は、厚生労働省の子ども家庭局長以下が、各指定都市首長等に向けて発出した厚生労働省からの文書が、およそ52ページ続いております。そしてその52ページが終わりました後には、縦書きで厚生労働省告示第355号、こちらがいわゆる策定ガイドラインの本編というところになります。

こちらの資料は、厚生労働省発出のもの、あるいはこの冒頭の資料4ページ目のものも、全て厚生労働省のほうで作成された資料をベースに、この会議の中でも使わせていただいているものがございます。若干、難しいお話になってしまうかもしれませんが、なるべく簡潔になるように説明に尽くしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本日は、主に初めの4枚の表を用いて、ご説明をさせていただきます。

まず、1枚目の厚生労働省告示第355号です。こちらは改正に際して追加された社会福祉法第106条の3についてのものがございます。

市町村の努力義務とされました包括的な支援体制の整備について、必要な指針を公表す

ることとされており、この規定を受けて、告示355号が発出されました。

この資料の表左側の第1から第3までが、地域において必要となる機能、取組みとなりますが、地域の実情に応じて様々な方法が考えられるとされております。

続きまして、2枚目のほうに移らせていただきます。

こちらはタイトル2「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」とありまして、この4月から施行の改正社会福祉法の趣旨ですとか告示の説明、改正した地域福祉計画の策定ガイドラインについての全体構成をお示ししております。

上の枠のところに「はじめに」とあります。

ここでは、地域共生社会の実現が必要であるということが述べられております。一方で、地域共生社会の考え方や地域福祉推進の目的は相通ずるものであり、地域福祉の推進が求められていると、言い直しております。もともとの平成14年の社会保障審議会福祉部会の取りまとめの、重要性や必要性に変わりはないものの、地域福祉計画の策定プロセスなども活用した関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開が期待されているところでございます。

そして、表の中段にあります第一、社会福祉法改正の趣旨についてですが、(1)法第4条第1項関係については、支え手側と受け手側に分かれるというのではなく、あらゆる住民が役割を持つことから、あらゆる分野の活動に参加する機会については、「与えられるもの」から「確保されるべきもの」と規定を改め、地域共生社会の実現を目指していくというふうにしております。

また、(7)法第107条は、ご承知のとおり地域福祉計画についての条文でございますが、今回の改正によりまして、第2項と第3項が加わりまして、第1項につきましても第1号と第5号が加えられたというところでございます。

第1項においては、地域福祉計画の策定について、これまでは「任意」とされていたものを「努力義務」とするとともに、第1号に福祉の各分野における共通的な事項を記載し、いわゆる上位計画として位置づけたというところがございます。また、第5号におきまして、第106条の3第1項各号に掲げる事業についても、一体的に定めることを求めております。

併せて、本市では既に取り組んで補っているところですが、定期的に調査分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされております。

次に、第二、市町村における包括的な支援体制の整備についてです。

こちらは、新たに何らかの機関を設置するといった画一的なものではなく、地域において必要となる機能、取組みを示したものであり、それらを同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、実際にどのような形で作っていくかは、地域の実情に応じてさまざまな方法が考えられるとされております。

最後に、第三、市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインでございます。

このガイドラインには、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、様々な例示が記載されておりますが、本市といたしましては、このガイドラインの例示などを意識しつつ、第4期計画の策定に取り組んできたところでございまして、引き続きこの策定ガイドラインの内容を考慮しつつ、次期計画の策定に向けて取り組んでいくこととしております。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○山下会長　　ありがとうございました。

こちらの説明について、ご質問等はございますでしょうか。

このパワーポイントの資料の中で、大事なのは何かと申しますと、きっと皆様によって違うのかもしれませんが、2枚おめくりいただきました4ページ目に、ポンチ絵というのでしょうか、このパワーポイントで作られたと思われる資料の一番下に、「計画作成の改正と過程に関する追加内容等」というところがありますので、これが第5期計画づくりにおいてよく考えなければいけないこととなります。事務局が特に気にしなければいけないことですが、福祉分野の上位計画として各種計画との調和を図るということで、地域福祉計画が上位計画に位置づけられるということに注目をしていかなければいけないこととなります。

推進していくために、総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも、一つの方策として考えられるということですから、この総合計画というのが当然おありでしょうから、そうしたところで少し、先ほどのバーチャル組織の中でよく整理をしていかなければいけない。そういう意味では、他の計画との調和を図る具体的方法というものについて少し考える。先ほどのコミュニティソーシャルワーカーとかコミュニティソーシャルワークの機能が必要というのは、それぞれの制度が対象としている個人の課題だけではなくて、その家族だったり地域社会だったり、あるいは制度のサービスと制度ではない民間のサービスも含めて、あるいは住民の助け合いも含めた支援が相まって、施設ではない地域社会での生活が維持できるようなひとり暮らしの方を中心とした、あるいは高齢者夫婦の方の生き方、あるいは子育て、シングルマザー、ひとり親家庭の支援等もしていく。さらには稼働年齢層の20代から40代、50代の方々がひとり暮らし、あるいは家族と暮らしているけれども働いていなくて、そこの家族に貧困の課題が横たわっているときに、どう関わっていくか。そこで対応する施策は何なのか、それに基づく計画は何なのかといったことを、先ほどのバーチャル組織の中で進めていくという意味では、その右に目を移していただきますと、福祉以外の分野、成年後見あるいはここに、日常生活自立支援事業がここは抜けていますけれども、住宅、自殺対策、災害対策等の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置づけるなどの積極的活動が図ることができるかどうか等々です。

こうしたことが、次期計画策定においては重要になるということと、先ほどのご意見もあったように、各種相談機関というのが政策的に用意されていますけれども、その相談機関というのが、待っているだけの相談でいいのかということ、そうではないといって、アウトリーチという話が出てくるかと思いますが、専門家の方、専門職が外に出て行って、そのニーズをつかまえてくるのかということ、それだけではなくて、地域の方々や、先ほどの住民の活動の中で出てきた住民の困り事が、専門職のほうにたどり着くような仕組みをつくることによって、支援がきめ細かくなっていくというのが、この地域福祉の腕の見せどころなわけですから、そうしたことも相まった形での包括的な支援体制の整備を、行政としてどう考えるかということが課題として政策が進む時代になったので、地域福祉課長としては、荷の重いところだと思うのですが、委員の皆様は、どちらかということ地域福祉課

長をバックアップする形で臨み、民生委員におかれましても、各種それぞれの役割が、この地域の方々と専門職、あるいは機関をどうつないでいくかという調整が始まったということで、その意味で、地域福祉活動推進員の活用を図っていくと、そうしたことが求められるという共有を、この指針から読み取っていくということかと思われまます。

すみません。解説をしてしまいました。余計なことを申し上げました。

それでは、今後の予定について、事務局からお願いします。

議題⑤「今後の予定について」

○事務局（浅井課長） 地域福祉課の浅井でございます。

（５）の今後の予定について、説明させていただきます。失礼して座って説明させていただきます。

お手元の資料５と参考資料により説明をいたします。

まず、資料５のほうをご覧ください。

こちらは、３０年度から３２年までの予定を掲載させていただいております。本日は、平成３０年度の第１回ということになりまして、先ほどご報告差し上げました第３期計画の総括、そして第４期計画の予定についてご審議いただいたところでございます。

今年度、分科会開催は本日の１回の予定となっております。来年度以降につきましては、一昨年度以来のスケジュールを踏襲する形で予定を組んでございます。

続きまして、Ａ３横の参考資料をご覧ください。

こちらは、一昨年度から昨年度までの、これまでの当分科会での議事経過について、議事録から簡単に抜粋したものでございます。先ほど、昨年１２月に示されましたガイドライン、そしてただいま今後の予定についてご説明申し上げましたが、これまでの経過の概要を整理いたしまして、今後行う第４期計画を進めていくとともに、次の第５期計画を視野に入れた資料として作成したものでございます。

構成でございますが、まず大きく３点、まず計画全般、そしてコミュニティソーシャルワークについてということで、これが左の部分です。そして、右の部分に、人材と担い手、最後に評価について絞り込んでございます。

まず、左半分の「計画全般・ＣＳＷについて」ですが、こちらの議論経過を見ていますと、コミュニティソーシャルワーカー、そして発見と気づきのシステムについて、繰り返しご意見をいただいているということが、お分かりいただけると思います。

そして、右半分の「人材・担い手」「評価について」は、引き続きの課題としての残されているところになるかと思いますが、いずれにいたしましても、簡単に解決するようなものではなく、引き続きこういった課題に向かっていくことになろうかと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○山下会長 ありがとうございます。

このことについて、ご質問等はございますでしょうか。

（なし）

(4) 報告事項「その他」

○山下会長 では、その他に移りたいと思います。
事務局は、何かございますか。

○事務局（浅井課長） 特にございません。

○山下会長 ありがとうございました。

それでは、何か他にございますでしょうか。

今日はすみません。皆様に一言ずつマイクをお渡しする配慮を忘れてしまいました、天候も悪くなっていくようですので、よろしゅうございますか。

(はい)

○山下会長 ありがとうございました。

では、進行を事務にお渡しします。

○事務局（黒木主査） 山下会長、ありがとうございました。

最後に、事務局から3点ほどご連絡をいたします。

1点目は、本日の委員報酬についてでございます。8月にはご指定の口座にお振り込みする予定です。本市への登録口座を変更される場合は、事務局までご連絡ください。

2点目は、会議録の取り扱いについてです。本日の議事録は事務局が作成し、一旦、委員の皆様へ確認のためお送りいたします。その後、会長に署名をいただき正式な議事録となりまして、インターネットでの公開となります。

最後に、配付資料等の取り扱いについてです。計画書冊子につきましては、会議用のものを毎回こちらでご用意いたしますので、机の上に置いたままをお願いいたします。

事務局からの連絡は以上となります。

本日は、長時間にわたりご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

なお、次の分科会の開催は、来年の7月を予定しております。どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

議事録署名人

平成 年 月 日

千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 会長 _____